

記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について

刑事局総務課

当局に報告のあった保管記録等の閲覧（謄写）状況、保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について取りまとめたので、執務の参考とされた。

第1 保管記録等の閲覧（謄写）状況等

平成25年（調査期間：平成25年1月1日から同年12月31日まで）における保管記録等の閲覧（謄写）状況等の概要は次のとおりである。

1 概況

平成25年における保管記録等の閲覧（謄写）状況は1表のとおりである。

平成25年の保管記録に対する閲覧請求件数は、平成24年の23,019件から819件減少して22,200件となった。

閲覧請求に対し、閲覧を許可（一部不許可を除く。）した件数は22,116件、不許可件数は24件、一部不許可件数は60件であり、閲覧を許可した件数が請求件数の99%以上を占めている。

また、閲覧が許可された保管記録のうち、20,838件（許可件数の94.2%）について謄写申請がなされ、20,746件（謄写申請件数の99.6%）が許可されているところ、謄写の不許可件数は45件、一部不許可件数は47件となっている。

このほか、再審保存記録に対してなされた閲覧請求5件のうち、4件が許可、1件が不許可、刑事参考記録に対してなされた閲覧請求3件は全て許可、記録事務規程第11条の特別処分に係る保存記録に対してなされた閲覧請求1件は不許可であった。

【1表】 保管記録等の閲覧（謄写）状況

1 保管記録	閲覧請求	22,200件
	許可	22,116件
	一部不許可	60件
	不許可	24件
	謄写申請	20,838件
	許可	20,746件
	一部不許可	47件
2 再審保存記録	閲覧請求	5件
	許可	4件
	一部不許可	0件
	不許可	1件
3 刑事参考記録	閲覧請求	3件
	許可	3件
	一部不許可	0件
	不許可	0件
4 記録事務規程第11条の特別処分に係る保存記録	閲覧請求	1件
	許可	0件
	一部不許可	0件
	不許可	1件

2 裁判所からの送付嘱託等の受理・処理状況

(1) 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成23年から平成25年までの受理・処理件数は2表のとおりであり、平成25年における受理件数は、前年から63件減少して907件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て送付」としたものが644件で受理件数の71.0%を占めている。他方、送付嘱託等に応じなかった（全く

応じなかった又は一部送付に応じた) 件数は263件あり、受理件数の29.0%を占め、このうち、全く応じなかった件数は70件あり、送付嘱託等に応じなかった件数の26.6%を占めている。

【2表】 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て送付	一部送付	全く応じない
平成23年	1,037	712 68.7%	248 11.7%	77 7.4%
平成24年	970	667 68.8%	248 25.5%	55 5.7%
平成25年	907	644 71.0%	193 21.3%	70 7.7%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが3表であるが、平成25年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託が全体の56.2%を占めている。

【3表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成23年	1,037	540 52.1%	497 47.9%
平成24年	970	543 56.0%	427 44.0%
平成25年	907	510 56.2%	397 43.8%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成25年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが4表である。

【4表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

平成25年	処理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
全て送付	644	372 57.8%	272 42.2%
一部送付	193	107 55.4%	86 44.6%
全く応じない	70	31 44.3%	39 55.7%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

(2) 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成23年から平成25年までの受理・処理件数は5表のとおりであり、平成25年における受理件数は、前年から26件減少して1,783件となっている。

これを処理区分別件数でみると、送付嘱託等に応じなかった(全く応じなかった又は一部送付に応じた) 件数が1,210件あり、受理件数の67.9%を占め、中でも「一部送付」としたものが1,037件で受理件数の58.2%を占めて最大となっている。

【5表】 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て送付	一部送付	全く応じない
平成23年	1,729	595 34.4%	955 55.2%	179 10.4%
平成24年	1,809	602 33.3%	1,025 56.7%	182 10.0%
平成25年	1,783	573 32.1%	1,037 58.2%	173 9.7%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが6表であるが、平成25年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託等が全体の87.7%を占めている。

【6表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成23年	1,729	1,551 89.7%	178 10.3%
平成24年	1,809	1,626 89.9%	183 10.1%
平成25年	1,783	1,564 87.7%	219 12.3%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成25年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが7表である。

【7表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

平成25年	処理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
全て送付	573	538 93.9%	35 6.1%
一部送付	1,037	909 87.7%	128 12.3%
全く応じない	173	117 67.6%	56 32.4%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

3 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

平成23年から平成25年までの受理・処理件数は8表のとおりであり、平成25年における受理件数は、前年から610件減少して26,635件となってい

る。

閲覧（謄写）の許可状況について処理区分別件数でみると、「全て許可」としたものが23,315件で受理件数の87.5%を占めて最多となっており、許可しなかった件数（全部又は一部許可しなかった件数）は3,320件あり、これは受理件数の12.5%を占める。

【8表】 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
平成23年	25,154	21,582 85.8%	2,991 11.9%	581 2.3%
平成24年	27,245	24,436 89.7%	2,306 8.5%	503 1.8%
平成25年	26,635	23,315 87.5%	2,652 10.0%	668 2.5%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが9表であるが、平成25年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の96.9%を占めている。

【9表】 自動車による過失致死傷罪に係る照会受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成23年	25,154	24,272 96.5%	882 3.5%
平成24年	27,245	26,242 96.3%	1,003 3.7%
平成25年	26,635	25,801 96.9%	834 3.1%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

平成25年の受理・処理件数について、確定記録と不起訴記録別に区分したものが10表である。

平成25年の受理件数27,228件のうち、不起訴記録に対する受理件数が26,635件であり、受理件数の97.8%を占めている。

処理件数について、照会に対して全く応じなかった件数が占める割合は、確定記録が35.7%であるのに対し、不起訴記録は2.5%であり、不起訴記録に比して、確定記録については照会に応じない割合が高い。

【10表】 確定記録・不起訴記録別に見る受理・処理状況

平成25年	受理件数	処理区分別件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
自動車による 過失致死傷罪	547	343(62.7%)	11(2.0%)	193(35.3%)
	25,801	22,726(88.1%)	2,512(9.7%)	563(2.2%)
その他	46	24(52.2%)	3(6.5%)	19(41.3%)
	834	589(70.6%)	140(16.8%)	105(12.6%)
合計	593	367(61.9%)	14(2.4%)	212(35.7%)
	26,635	23,315(87.5%)	2,652(10.0%)	668(2.5%)

※上段：確定記録 下段：不起訴記録 ()：受理件数に対する比率
※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

4 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

平成23年から平成25年までの受理・処理件数は11表のとおりであり、平成25年における受理件数は、前年から633件減少して、7,701件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て許可」としたものが6,962件あり、全体の90.4%を占めている。

【11表】 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
平成23年	5,935	5,614 94.6%	300 5.1%	17 0.3%
平成24年	7,068	6,434 91.0%	616 8.7%	21 0.3%
平成25年	7,701	6,962 90.4%	697 9.1%	42 0.5%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率
※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが12表であり、平成25年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の95.4%を占めている。

【12表】 自動車による過失致死傷罪に係る受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成23年	5,935	5,671 95.6%	264 4.4%
平成24年	7,068	6,718 95.0%	350 5.0%
平成25年	7,701	7,345 95.4%	356 4.6%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成25年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが13表である。

【13表】 自動車による過失致死傷罪に係る処理件数

平成25年	処理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
全て許可	6,962	6,711 96.4%	251 3.6%
一部許可	697	628 90.1%	69 9.9%
全く応じない	42	6 14.3%	36 85.7%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

5 保管記録等の閲覧（謄写）に関して問題を生じた事例とその解決策について

平成25年における保管記録及び不起訴記録の閲覧（謄写）に関する問題事例とその解決策について報告のあった事例は次の3件である。

【事例1】 電磁的記録媒体を含む保管記録について閲覧請求がなされた事案

1 問題事例

著名なジャーナリストから、刑事司法制度の在り方、特に取調べの可視化について原稿執筆のため、電磁的記録媒体（取調べを録音・録画したDVD、被告人が119番通報した際の音声データを保存したMD）を含む一審無罪確定の保管記録について閲覧請求がなされたもの。

2 解決策

保管検察官において、電磁的記録媒体（①取調べを録音・録画したDVD、②被告人が119番通報した際の音声データを保存したMD）については、「検察庁の事務に支障がある」（前記①）、「刑事確定訴訟記録法第4条第2項第5号に当たる」（前記①②）として、閲覧一部不許可の決定を行った。

【事例2】 裁判所不提出記録であるDVDについて閲覧・謄写請求がなされた事案

1 問題事例

交通死亡事故の加害者（被告人）の民事裁判における代理人弁護士から、裁判所不提出記録である衝突時の状況が撮影されているDVD（事故現場付近のコンビニに設置された防犯ビデオの映像を記録したもの）について閲覧謄写の請求がなされた。

当該事件については略式命令が確定しているところ、被告人は、運転していたオートバイが転倒した影響により、事故時の記憶がない旨供述し、同人のオートバイに追

従走行していた同人の知人の実況見分調査が事故状況の唯一の客観的証拠であったが、代理人弁護士によれば、その知人も記憶が薄れ、事故状況の説明が十分できないとのこと。

なお、本請求の前に民事裁判所からの囑託を受け、実況見分調査の写しなどを送付している。

2 解決策

結論としては、代理人弁護士に対し、当該DVDの閲覧のみを許可した。また、閲覧を許可した部分は、被害者が道路に進出するところから衝突後、被告人の知人が被害者の元へ駆けつけるまでの部分のみとした。

唯一の目撃者である被告人の知人の記憶が薄れていることから、当該DVDに記録された映像により、被害者が道路に進出してきたときの状況等を明らかにし、適切な過失割合の算定に資することが期待でき、ひいては被害者遺族にとっても利点となること等を考慮し、閲覧を許可したものである。

今回の事案は、事故当時が夜間であったことから、閲覧部分について、事故当事者以外の人物の顔等が判別できなかったため、当事者以外の人物のプライバシー保護のための措置をとる必要は生じなかった。

謄写については、閲覧のみで目的は達せられると判断したこと、情報流出のおそれを払拭できないことから不許可とした。代理人弁護士は納得しており、裁判所を通じてDVDの送付囑託をすることはないと述べた。

【事例3】 検察審査会への審査申立て検討のために被害者の親族から不起訴事件記録について閲覧請求がなされた事案

1 問題事例

重過失傷害罪として告訴された事件（飼犬に噛みつかれて怪我をした幼児の実父が、重過失傷害罪に当たるとして犬の飼い主を警察に告訴したもの）について、重大な過失が認められないため過失傷害罪と認定し、不起訴処分（起訴猶予）とした旨を、被害幼児の実父に通知したところ、検察審査会への審査を申し立てるかどうかを検討するために不起訴事件記録の閲覧請求がなされたもの。

同人は、当初から検察官の取調べ等に不満を抱いており、検察官が同人の事情聴取を行った際、重過失傷害と認定することが困難である理由等を懇切に説明するも、これに納得せず、不起訴処分となった場合は、検察審査会に審査を申し立てるつもりである旨述べていた。

2 解決策

不起訴事件記録の開示に当たり、刑事局長通達「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について」によれば、閲覧請求の主体、閲覧目的及び閲覧対象となる不起訴事件記録が何かが問題となるところ、本件については

・ 処分罪名は「過失傷害」で被害者参加対象事件ではないけれども、閲覧請求の主体は被害幼児の保護者であるから閲覧謄写を認めることができる。

・ 閲覧理由は、損害賠償請求等の権利を行使するためではないが、検察審査会への審査申立ては告訴人（本件においては被害幼児の実父）の正当な権利であると認め

ることができる。申立てを行うかどうかを判断するために事件の内容を知りたいという被害保護者の要望に真摯に対応すべきであるから閲覧謄写を認めるべきである。

・被疑者の言い分が知りたいので同人の供述調書を読みたいと要望があったが、閲覧許可できるのは、実況見分調書、写真撮影報告書等の客観的証拠のみで供述調書は許可できない

ことなどを検討した上で、閲覧請求者は純然たる被害者であることや親としての心情にも配慮して柔軟に対応することとし、実況見分調書及び写真撮影報告書等の客観的証拠の閲覧を許可した。供述調書は閲覧不許可としたが、供述内容については、過失傷害罪として処分するに至った理由説明の一環として、閲覧請求者に対し、口頭で説明した。

なお、その後、閲覧請求者から検察審査会に審査が申し立てられ、不起訴相当の議決がなされたが、同人から不起訴記録閲覧一部不許可等に対する不服申立ては一切なかった。

6 保管記録等につき、民事訴訟法上の文書提出命令がなされた事案について

平成25年に文書提出命令がなされた事案は3件あり、その概要は次のとおりである。

【事案1】 不起訴処分となった事件の被疑者が提起した損害賠償請求事件

1 事案の概要

不起訴処分（起訴猶予）となった暴行、傷害被疑事件の被疑者（原告）が提起した東京都を被告とする損害賠償請求訴訟において、「逮捕状によらず逮捕された」と主張する原告及び代理人弁護士（以下「申立人」という。）により、不起訴事件記録中の現行犯人逮捕手続書等について文書提出命令が申し立てられたもの。

2 文書提出命令（決定）

現行犯人逮捕手続書、弁解録取書、送致書、取調べ状況等報告書のうち申立人に対するもので平成22年10月3日に作成されたもの全て、報告書（現行犯逮捕時の状況について記載したもの、逮捕後弁解録取に至るまで時間を要していることについて記載したもの、その他逮捕後検察官送致に至るまでの間における申立人の身柄拘束に関する事情を記載したもの）を提出せよ。

（理由）

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

申立人が本件被疑事件について逮捕・勾留されたことにより、相手方（国）と申立人との間には、申立人の身体的自由を制約して、これを受忍させるという法律関係が生じていたところ、本件各文書は、申立人の逮捕・勾留の過程で作成された文書であり、刑事手続において証拠として使用されることが予定されていた性質のも

のであるから、本件各文書は、証拠者と文書の所持者との間の法律関係それ自体又はそれに関する事項を記載した文書であり、いずれも民事訴訟法220条3号後段所定の法律関係文書に当たるといふべきである。

○刑法47条との関係

本件各文書は、刑事訴訟法（以下この記事において「刑事訴訟法」という。）47条により原則として公開が禁止される「訴訟に関する書類」に当たり、公にすることを相当と認めるか否かの判断は、当該「訴訟に関する書類」の保管者の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる被害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解される。

○本件各文書の証拠調べの必要性等について

申立てのうち、現行犯人逮捕手続書、弁解録取書、送致書、取調べ状況等報告書及び報告書（現行犯逮捕時の状況について記載したもの、逮捕後弁解録取に至るまで時間を要していることについて記載したもの、その他逮捕後検察官送致に至るまでの間における申立人の身柄拘束に関する事情を記載したもの）は、取調べの必要性が高い反面、文書の提出により、名誉やプライバシーに対する侵害又は捜査や公判への悪影響等の弊害が発生するおそれが小さいと考えられることから、これらの文書の提出を拒否した相手方の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであるといふべきである。

3 その他

原決定に対し、一部不服として即時抗告申立を行った（抗告理由は、原決定により提出を命ぜられた文書の一部は存在しない文書であったため、同文書の提出を命じた部分は理由がなく、取り消されるべきである。）が、同即時抗告申立に対し、抗告を棄却し、是正しない旨の決定がなされた。

本棄却決定は、憲法解釈の誤り又は憲法違反があるとはいえず、特別抗告を申し立てることは困難であり、その他法令の解釈に関する重要な事項を含むとも言い難く、許可抗告をすることも困難として、特別及び許可抗告をせず、同決定が確定した。

文書提出命令の決定のあった実在する文書については提出し、実在しない文書については、申立人に対し、同文書が実在しているかのような誤解を招く回答（文書提出命令の申立てに関する審尋に対するもの）をした経緯について説明を行い、同文書が実在しないことについて了承を得た。

【事案2】 被害者が提起した不法行為による損害賠償請求事件

1 事案の概要

傷害、暴行被告事件の被害者 V₁（相手方）が、申立人（被告人）を被告として、不法行為による損害賠償請求を求めている事案において、不提出記録中の供述調書等について、文書提出命令が申し立てられたもの。

2 文書提出命令

(決定)

①相手方及び被害者 V₂ (V₁の息子) の供述調書, ②犯行再現状況又は負傷状況を撮影したもので, 相手方又は V₂ の指示説明が記載されている写真撮影報告書, ③参考人の供述調書, ④申立人の受傷部位等が撮影された写真撮影報告書, ⑤ V₂ の負傷状況が撮影された写真等が添付された捜査報告書, ⑥暴行の際に使用したとされる懐中電灯を撮影した写真撮影報告書のそれぞれの謄本を裁判所に提出せよ。

(理由)

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

申立人は公判請求され, 懲役刑(執行猶予付)の有罪判決を宣告されているところ, 本件各文書はいずれも申立人に刑罰を科すという申立人と国との間の法律関係について作成されたものであるから, 申立人と国との間の法律関係文書に該当すると解するのが相当である。

○刑訴法47条との関係

本件各文書は, 公判期日に提出されず, 公判において公開されなかった書類であるから, 刑訴法47条により原則として公開が禁止される「訴訟に関する書類」に当たり, 公にすることを相当と認めるか否かの判断は, 当該「訴訟に関する書類」の保管者の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであるが, 当該文書が法律関係文書に該当する場合であって, その保管者が提出を拒否したことが, 民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無, 程度, 当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし, その裁量権の範囲を逸脱し, 又は濫用するものであると認められるときは, 裁判所は, 当該文書の提出を命ずることができるものと解される。

○本件各文書の証拠調べの必要性等について

・文書①ないし③について

供述者の記憶が新鮮なうちに作成されたものであり, 証拠価値が高いことなどから, これらの文書を取り調べる必要性は極めて高い一方, これらの文書を開示することによる弊害については, 相手方が自ら基本事件を提起していることなどからすると, 関係者の名誉, プライバシーが侵害されることによる弊害が発生するおそれがあると認めることはできず, 刑事事件は既に確定して捜査や公判に及ぼす不当な影響が存在しないこと等の事情に照らすと, 提出を拒否した第三者の判断は, 裁量権の範囲を逸脱し, 又はこれを濫用するものというべきである。

・文書④ないし⑥について

いずれも相手方等の刑事事件における証言に関する客観的な証拠であり, 証拠調べの必要性があるところ, 第三者も, 被害者等のプライバシー事項が記載された部分を除き, 開示して差し支えないと回答しており, その他いかなる者のプライバシー事項が記載されているのか明らかにされていないため, そのプライバシーが侵害されることによる弊害が発生するおそれがあると認めることはできないから, 被害者等のプライバシー事項が記されている部分の提出を拒否した第三者の判断は, 裁量権の範囲を逸脱し, 又はこれを濫用するものというべきである。

【事案3】 無罪判決が確定した被告人が提起した不法行為による損害賠償請求事件

1 事案の概要

強制わいせつ未遂行為に及んだとして逮捕, 勾留, 公訴提起され, その後無罪判決が宣告されて確定した申立人 A (原告) が, 被告 (同事件の被害者) が虚偽の本件強制わいせつ未遂行為を申告した結果, 上記無罪判決を受けるまでの約100日間にわたって身柄拘束を受けるなどしたと主張して, 被告に対し, 不法行為に基づく損害賠償請求として慰謝料等の支払いを求めた事案において, 被告の検面調書等について, 文書提出命令が申し立てられたもの。

2 文書提出命令

(決定)

被告の供述調書, 原告の供述調書, 弁解録取書及び勾留質問調書, 参考人の供述調書を提出せよ。

(理由)

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

申立人が, 身体を自由を制約され, あるいは被告人としての地位に置かれたことによって, 申立人と相手方との間には一定の法律関係が生じているといえる上, 本件各文書は, 身柄拘束に関する強制処分の要件充足の立証に資することや, 公訴提起の可否の判断ないし公判における立証に資することを目的として作成されたものということができ, 損害賠償請求事件の請求原因事実の存否にも関連するので, 申立人と本件各文書の所持者である相手方の間の法律関係文書に該当することは明らかである。

○刑訴法47条との関係

刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」には, 本件各文書のように, 捜査段階で作成された供述調書で公判に提出されなかったものも含まれると解すべきである。「訴訟に関する書類」を公にすることを相当と認めるか否かの判断は, 当該「訴訟に関する書類」の保管者の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。

当該文書が法律関係文書に該当する場合であって, その保管者が提出を拒否したことが, 民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無, 程度, 当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし, その裁量権の範囲を逸脱し, 又は濫用するものであると認められるときは, 裁判所は, 当該文書の提出を命ずることができるものと解される。

○本件各文書の証拠調べの必要性等について

・被告の各供述調書及び申立人の各供述調書

本件の争点である「虚偽申告行為の有無」の判断に当たっては, ①強制わいせつ未遂行為の存否, ②被告の虚偽申告の故意の有無が重要となること, その判断のためには, 被告及び申立人の供述の信用性, 被告の供述経過を吟味することが重要であるから, 被告及び申立人の各調書の取調べの必要性が認められる。

他方, これらの調書を開示することの弊害について, 相手方は具体的な主張をしていないこと, 本件については既に捜査が終了しているものと解されること, 被告は各文書が証拠として提出されることを望んでおり, 開示によりプライバシー等が侵害されることによる弊害が発生するおそれがあるとは認め難いことなど

の事情に照らせば、証拠の取調べの必要性を越えるものではない。

・参考人（被告の友人、妹及び申立人の上司、被告の住居を管理する不動産業者）の各供述調書

上記①、②について判断するためには、被告の本件直後の周辺者への被害の申告内容や被告及び申立人の本件直後の行動状況について、具体的かつ正確に解明し、その内容が被害申告の内容と合致しているか、きちんと吟味することが重要であり、参考人の各供述調書は、被告の本件直後の周辺者への被害の申告内容や被告及び申立人の行動状況を直接立証する重要な証拠であるから、取り調べる必要性が高い。

他方、これらの調書を開示することの弊害について、相手方は具体的な主張をしていないこと、本件については既に捜査が終了しているものと解されること、本件記録上、第三者の重要なプライバシー情報が含まれていることはうかがわれないことなどの事情に照らせば、証拠の取調べの必要性を越えるものとは考えがたい。

3 即時抗告（国）

本件各文書につき文書提出命令を発出した原決定は、民事訴訟法220条3号後段及び刑訴法47条の解釈を誤ったものであり、取り消されるべきである。

4 決定

（主文）

原決定を取り消す。

文書提出命令の申立てを却下する。

（理由）

被抗告人（申立人）は、逮捕、勾留されているところ、逮捕状、勾留状は、これによって被抗告人の身体を自由を制約して、被抗告人にこれを受忍させるという抗告人と被抗告人との間の法律関係を生じさせる文書であり、本件各文書のうち、逮捕、勾留請求の疎明資料として、警察官、検察官が裁判官に提出した文書は、逮捕、勾留に係る法律関係の形成に用いられたものであり、法律関係文書に該当する。一方で、これらの文書は、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当するところ、強制わいせつ未遂被告事件の控訴審において、被告の供述の信用性には重大な疑問があり、被抗告人が本件わいせつ未遂行為を行ったと認定するには合理的な疑いがあると判断して、無罪判決が確定していることなどの事情があり、これによれば、強制わいせつ未遂行為が存在しないことを立証するために、これらの文書を取り調べる必要性があるとは認め難く、また、開示されることにより、第三者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがないとはいえないから、上記文書を開示することが相当でないとしてその提出を拒否した抗告人の判断が、その裁量を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということではできず、文書提出命令の申立ては理由がない。

これに対し、上記勾留請求後に作成されたものは、逮捕、勾留の請求の場合と異なり、抗告人と被抗告人との間の法律関係の形成に用いられたものではないから、法律関係文書に該当するものとはいえず、刑訴法47条との関係について検討するまでもなく、文書提出命令の申立ては理由がない。

第2 保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について

平成25年に当局へ報告のあった保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件の概要は次葉のとおりである。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成25年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁 判 結 果
1	保管記録 被告人の共犯者の 弁護活動のため (請求者：共犯者の 弁護人)	刑事確定訴訟記録法(以下「記録法」という。)4条2項5号、刑訴法53条1項ただし書	【棄却】 本件は暴力団組織による抗争事件であるところ、検察官が閲覧を不許可とした部分は、被告人が真実説明に向けて積極的な協力をしたことや一身上の情状等に関する主張事実などである。 このような不許可部分の内容に加え、本件抗争事件の内容及び性質、他の事件関係者にかかる事件の審理の進行状況、暴力団組織における上下関係等に照らすと、被告人やその家族らが暴力団組織から報復を含む不当な働きかけを受けるおそれがあるから、不許可部分を申立人らに閲覧させることは、被告人に対する被告事件の関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあり、記録法4条2項5号に該当する。 また、以上の諸事情に加え、本件抗争事件及び関連事件において被告人を含む複数の構成員に対する証人尋問が予定されていることなどに照らすと、他の事件等の公判前整理手続及び公判審理に不当な影響を及ぼすおそれがあり、刑訴法53条1項ただし書の「検察庁の事務に支障のあるとき」に該当する。
2	保管記録、裁判書 被告人の共犯者の 弁護活動のため (請求者：共犯者の 弁護人)	記録法4条2項4号ないし6号	【一部認容】 本件閲覧不許可部分のうち、(1)被告人の身上、経歴、前科前歴に関する部分(法4条2項4号に該当)、(2)性犯罪の被害者である本件事件被害者が意見を述べたものや、被害者、被告人の家族等の関係人の特定を容易にする部分(法4条2項5号に該当)、(3)裁判員等選任手続記録(法4条2項6号に該当)を除く部分は、犯人の改善及び更生を著しく妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穏を著しく害するおそれがあるとは認められず、その他、記録法(以下「法」という。)4条2項各号所定の事由に該当するとも認められない。 (1)ないし(3)については、申立人は、共犯者の控訴審における国選弁護人であって、共犯事件における弁護活動に必要であるなどとして、閲覧につき正当な理由があると主張するところ、確かに申立人の弁護活動について閲覧の必要性が全くないとは言い難い。しかし、本件確定訴訟記録のうち、閲覧が許可された部分及び前記の記録部分を閲覧すれば、本件事件の訴訟経過や、被告人及び各関係人の供述内容を把握することは十分可能であると解されることに加え、本件事件の事案の性質や前記(1)ないし(3)の記録部分を閲覧に供することによって生じ得る弊害等を考慮すれば、閲覧請求目的等を考慮しても、申立人において閲覧する正当な理由があるとは認められない。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成25年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁 判 結 果
3	保管記録、裁判書 離婚訴訟の準備の ため (請求者：離婚訴訟の 訴訟代理人)	記録法4条2項4号、5号	【一部認容】 (1)判決書は、国家刑罰権の行使に関して裁判所の判断を示した重要な記録として、裁判の公正担保の目的との関係においても一般の閲覧に供する必要性が高いといえる。被告人の身上、被害者の氏名や犯罪地をマスキングするなどの配慮をした上で閲覧を許可したとしても検察官の主張するような事態が生ずるとは認められない。 (2)起訴状及び公判調書は、公開の法廷で朗読され、行われた内容を記載したもので、裁判の公正担保の観点からすると、判決書に準じて一般の閲覧に供する必要性は高いといえる。判決書と同様の配慮をした上で閲覧を許可したとしても検察官の主張するような事態が生ずるとは認められない。 (3)証拠書類は、判決書等と同様に取り扱うことはできず、閲覧により被告人の改善及び更生を妨げるおそれがあるが、被告人の犯行の動機、計画性、常習性等の内容を記載した部分以外のプライバシーに関わる部分をマスキングするなどの配慮をすることによって被告人の改善及び更生を「著しく妨げることになる」おそれがあるとは認められないし、また、被害者の氏名や犯罪地についても同様の処理をすることで、関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあるとも認められない。
4	保管記録(供述調書) 別件貸金返還請求 事件の証拠とする ため (請求者：貸金返 還請求事件の訴訟 代理人)	記録法4条2項5号	【認容】 本件一部不許可処分は、申立人が閲覧請求している被告人の供述調書中、①被告人と共犯者との関係を記載した部分のうち、私的事項と密接に関わる表現で具体的に記載されている部分、及び②共犯者と第三者との関係等を記載した部分の全部を閲覧不許可とするものであるところ、「私的事項と密接に関わる表現」という基準は抽象的に過ぎ、申請書の「閲覧目的」欄及び「請求者と裁判を受けた者との関係」欄の記載を併せて考慮しても、上記①のうちのどの部分がこれに当たるかの判断は困難であるから、当該基準によって閲覧許可部分と不許可部分の特定がされているとはいえず、本件一部不許可処分のうち上記①の一部を閲覧不許可とした処分は特定を欠き、不適法である。 そして、上記①のうちの一部を閲覧不許可とした部分の違法は、上記②について閲覧不許可とした部分にも影響を及ぼすから、本件一部許可処分は、上記①のうちの一部を閲覧不許可とした部分の違法により全部の取消しを免れないというべきであり、同処分の全部を取り消した上、改めて閲覧請求に対する許可の処分をさせるべきである。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成25年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果
5	保管記録 取材のため (請求者：一般)	刑訴法53条1項 ただし書	【棄却】 (保管記録(裁判書含む。))の閲覧請求に対して、保管検察官は、裁判書以外の記録については、閲覧請求時、再審請求に関する検討のため高裁に貸出中であつたことから「裁判所の事務に支障がある」として閲覧不許可の決定をしたところ、同不許可決定ではなく、不提出記録を閲覧させなかったことを不服として準抗告が申し立てられたもの。 申立人の指摘する、国民による裁判の事後検証の重要性等を踏まえても、記録法により閲覧の対象となり得る記録には、裁判所に提出されず裁判所により記録として編纂されていない不提出資料一式は含まれないと解するのが相当であるから、その閲覧を許可しなかった検察官の処分は違法はない。
6	保管記録(供述調書) 別件資金返還請求事件の証拠とするため (請求者：貸金返還請求事件の訴訟代理人(弁護士)) ※ 番号4の不服申立事件について、不許可部分を特定の上、改めて一部不許可処分をしたもの。	記録法4条2項5号	【一部認容】 保管検察官が閲覧を不許可とした記録部分と認められるもののうち、甲部分は、⑦被告人と共犯者らの交友関係に関わるもの、⑧犯行に至る経緯及び共謀状況等についての被告人と共犯者らとの関係に関わるものに大別されるが、⑦の内容は、いずれも概括的、抽象的なものとどまり、プライバシーに関する事項を子細に述べたものではないこと、また、⑧の内容は、裁判の公正担保という記録法による閲覧制度の趣旨から閲覧に供する必要性が高いところ、上記共犯者らもその共犯者としての刑事手続を既に経ていると推認されることから、閲覧させても、「関係者の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがある」とは認められない。 他方、上記甲部分を除く記録部分は、被告人を含む関係者のプライバシーに関する事項が詳細ないし具体的に述べられている部分であり、閲覧に供することでプライバシーを害する程度が大きいと考えられる上、いずれも被告事件に直接的な関係はない又は薄いものであるか、そうでないものであっても閲覧に供することで被告人が報復を受けかねないものであり、かつ、保管検察官が捜査でも真偽不確定と意見する部分が含まれることなどに照らすと、当該部分を申立人に閲覧させることにより、「関係者の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがある」と認められる。
7	保管記録(①取調べ状況報告書、②釈放時に所持していた物の返還チェックリスト、③被害者の負傷状態が分かる写真) 告訴のため、再審のため (請求者：一般)	(不存在)	【棄却】 ① (本件は、閲覧を許可された記録中に取調べ状況等報告書がなかったことを不服として準抗告を申し立てたものであるところ、)申立人は取調べ状況等報告書の閲覧を求めているものであり、それに対応する検察官の不許可処分もない。 ② 保管記録中に本件チェックリストは含まれておらず、検察官の不許可決定は相当。 ③ 保管記録中に本件写真は含まれておらず、検察官の不許可決定は相当。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成25年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果
8	裁判書 告発状の疎明資料とするため (請求者：一般)	記録法4条2項4号、5号	【一部認容】 申立人は、被告人等により被害を被った被害者(本件被告事件の判決の被害者自体ではなく、本件被告事件に関連して、被告人に対し債務名義を得ている者。)であるから、記録法(以下「法」という。)4条2項所定の「閲覧につき正当な理由があると認められる者」に該当する。 申立人は、被告人に対し、本件被告事件に関連して民事的責任、刑事的責任を追及しようとしており、そのために必要な情報を得る目的で閲覧請求しているものとうかがえ、被告人及び共同被告人並びに同ららが代表者又は取締役となっている法人以外の者の氏名その他個人を特定できる部分及びプライバシーに関する部分を除く部分については、申立人が、上記目的以上に、被告人らの名誉又は生活の平穏を害する行為をする目的で閲覧請求をしていると認められる相当の理由がある場合は本件記録上認められず、また、これにより、法4条2項4号の「犯人の改善及び更生を著しく妨げるおそれ」が生じるとも認められないことから、本件一部不許可処分のうち、上記部分については、検察官の裁量権を逸脱した違法な処分であるから、これを取り消す。
9	保管記録(目撃者の供述調書) 供述を知るため (請求者：被告事件の被害者)	記録法4条2項5号	【棄却】 申立人は、専ら目撃者3名の氏名、住所、身上等のプライバシーに関する事項を知ることのみに執着しており、これらの事項を知り得た場合には、目撃者3名の名誉や生活の平穏を害する行為をするおそれがあると認められる。 保管検察官が閲覧不許可とした部分は、目撃者3名の氏名、住所等の身上部分及び目撃者が特定されるおそれのある必要最小限の記載箇所に限られていることや、申立人の言動等を考慮すると、保管検察官が目撃者3名のプライバシーの保護のために閲覧一部不許可処分をしたのはやむを得ない措置であつたと認められ、本件一部不許可処分に違法はない。